

大阪市条例第81号

大阪市児童相談所条例の一部を改正する条例

大阪市児童相談所条例（昭和39年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前																								
(一時保護所) 第2条 法 <u>第12条の4</u> 第1項の規定により、センターに一時保護所を附設する。 別表（第1条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>大阪市 中央こ ども相 談セン ター</td><td>大阪市<u>浪速</u> 区<u>浪速東1</u> 丁目</td><td>此花区、中央区、西 区、港区、大正区、 天王寺区、浪速区、 東成区、生野区、城 東区、鶴見区、<u>住之</u> <u>江区</u>、<u>住吉区</u>及 び西成区の区域</td></tr><tr><td>大阪市 南部こ ども相 談セン ター</td><td>大阪市<u>中央</u> 区<u>森ノ宮中</u> 央1丁目</td><td>阿倍野区、東住吉 区及び平野区の区 域</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	[略]			大阪市 中央こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>浪速</u> 区 <u>浪速東1</u> 丁目	此花区、中央区、西 区、港区、大正区、 天王寺区、浪速区、 東成区、生野区、城 東区、鶴見区、 <u>住之</u> <u>江区</u> 、 <u>住吉区</u> 及 び西成区の区域	大阪市 南部こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>中央</u> 区 <u>森ノ宮中</u> 央1丁目	阿倍野区、東住吉 区及び平野区の区 域	(一時保護所) 第2条 法 <u>第12条の4</u> の規定により、センターに一時保護所を附設する。 別表（第1条関係） <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[同左]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>大阪市 中央こ ども相 談セン ター</td><td>大阪市<u>中央</u> 区<u>森ノ宮中</u> 央1丁目</td><td>此花区、中央区、西 区、港区、大正区、 天王寺区、浪速区、 東成区、生野区、城 東区、鶴見区、<u>住之</u> <u>江区</u>及び西成区の 区域</td></tr><tr><td>大阪市 南部こ ども相 談セン ター</td><td>大阪市<u>平野</u> 区<u>喜連西6</u> 丁目</td><td>阿倍野区、<u>住吉区</u>、 東住吉区及び平野 区の区域</td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	[同左]			大阪市 中央こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>中央</u> 区 <u>森ノ宮中</u> 央1丁目	此花区、中央区、西 区、港区、大正区、 天王寺区、浪速区、 東成区、生野区、城 東区、鶴見区、 <u>住之</u> <u>江区</u> 及び西成区の 区域	大阪市 南部こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>平野</u> 区 <u>喜連西6</u> 丁目	阿倍野区、 <u>住吉区</u> 、 東住吉区及び平野 区の区域
名称	位置	所管区域																							
[略]																									
大阪市 中央こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>浪速</u> 区 <u>浪速東1</u> 丁目	此花区、中央区、西 区、港区、大正区、 天王寺区、浪速区、 東成区、生野区、城 東区、鶴見区、 <u>住之</u> <u>江区</u> 、 <u>住吉区</u> 及 び西成区の区域																							
大阪市 南部こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>中央</u> 区 <u>森ノ宮中</u> 央1丁目	阿倍野区、東住吉 区及び平野区の区 域																							
名称	位置	所管区域																							
[同左]																									
大阪市 中央こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>中央</u> 区 <u>森ノ宮中</u> 央1丁目	此花区、中央区、西 区、港区、大正区、 天王寺区、浪速区、 東成区、生野区、城 東区、鶴見区、 <u>住之</u> <u>江区</u> 及び西成区の 区域																							
大阪市 南部こ ども相 談セン ター	大阪市 <u>平野</u> 区 <u>喜連西6</u> 丁目	阿倍野区、 <u>住吉区</u> 、 東住吉区及び平野 区の区域																							
備考 表中の[]の記載は注記である。																									

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。